

伊勢市内地域包括支援センター各位
(指定介護予防支援事業者管理者各位)

介護保険課長
高齢者支援課長

訪問（通所）介護相当サービスを利用する際の考え方について

みだしのことについて、下記のとおり訪問（通所）介護相当サービスの利用に関する基本的な考え方を整理しましたので、平成 30 年 8 月 1 日以降に作成するケアプランにおいては、訪問（通所）介護相当サービスが必要な理由をケアプランの「総合的な方針」欄に明記していただきますようよろしくお願いいたします。

なお、利用者等の意志や希望を尊重することは重要ですが、それをもって訪問（通所）介護相当サービスを安易に位置づけるのではなく、利用者の自立支援という観点からケアマネジメントしていただき、その適否を下記により判断してください。

【訪問介護相当サービス】

次の 2 つの視点により利用の適否を判断してください。

1. 「利用目的」に対する視点

「利用者の自立支援に資するものとして、ケアプラン上の長期目標又は短期目標等に示された目標を達成するために必要な行為」かどうかを判断し位置づけることが重要です。

例えば「一緒に掃除をする」という行為の内容のみで、一律機械的に「身体介護」と位置づけるのではなく、自立支援、ADL 向上の観点から安全を確保しつつ常時介助ができる状態で行う見守り等（※1）が必要かどうかを判断してください。

2. 「利用者の状態」に対する視点

下記の状態により、個別的なケアが必要な場合が該当します。

- (1) 退院直後等で状態が変化しやすく、医療的ケアや病状観察が必要な者
- (2) 身体介護を伴うサービスが必要な者
- (3) 認知症により専門知識に基づく対応が必要な者
- (4) 物があふれている家に住む者等で専門的な支援が必要な者
- (5) 心疾患、呼吸器疾患、がん等の疾病により常時の見守りが必要な者
- (6) 専門職との関わりにより日常生活機能等の向上が見込める者
- (7) 医師の意見書等により特に必要性が指摘されている者

【通所介護相当サービス】

次の2つの視点により利用の適否を判断してください。

1. 「利用目的」に対する視点

「生活機能の向上」「筋力・体力の向上」「口腔・栄養状態の改善」等を目指すことを目的としている場合において、利用する事業所のリハビリテーションやプログラムの内容、各種加算の算定の有無、専門職の配置・種類等を確認し、ケアプラン上の長期目標又は短期目標等に示された目標が達成できるものかどうかを判断してください。

2. 「利用者の状態」に対する視点

下記の状態により、個別的なケアが必要な場合が該当すると考えます。

- (1) 退院直後等で状態が変化しやすく、医療的ケアや病状観察が必要な者
- (2) 入浴・食事・排泄等において介助が必要な者
- (3) 認知症により専門知識に基づく対応が必要な者
- (4) 生活機能等の向上トレーニングを行うことで改善が見込める者
- (5) 医師の意見書等により特に必要性が指摘されている者

※明記できない理由がある場合（病状の未告知や意欲低下につながる等）は、「(3)に該当」とするなど、直接的な表現を控えるようにしてください。